

令和元年 10月 17日

各市町村障がい者（児）支援担当課長 様

大阪府障がい福祉室生活基盤推進課長

指定児童発達支援事業所等が医療連携体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ）を算定する要件について（通知）

日頃は、本府障がい福祉行政に対し、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

医療連携体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ）については、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）に規定されているとおり、医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障がい児に対し加算を算定することが認められています。

大阪府が実施している実地指導等において、バイタルチェックのみ実施したことをもって、医療連携体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ）を算定している事業所が散見されることから、告示及び留意事項通知等と併せて下記の要件を満たした場合に算定できるものとします。なお、別紙の取り扱いについては、令和元年11月1日以降に提供した看護から適用するものとし、これまでに算定した医療連携体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ）の返還は要しないものとします。

つきましては、別紙について、貴管内の障がい児通所支援事業所に周知していただきますようお願いいたします。

大阪府障がい福祉室生活基盤推進課
指定・指導グループ 岩田
電話 06-6941-0351（代表）内線 2462
06-6944-6696（直通）
F A X 06-6944-6674

(別紙)

指定児童発達支援事業所等が医療連携体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ）を算定する要件について

医療連携体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ）については、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）に規定されているとおり、医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障がい児に対し加算を算定することが認められている。

大阪府が実施している実地指導等において、バイタルチェックのみ実施したことをもって、医療連携体制加算（Ⅰ）、（Ⅱ）を算定している事業所が散見されることから、告示及び留意事項通知等と併せて下記の要件を満たした場合に算定できるものとする。

1. 障がい児ごとに医師の指示書を取っていること。なお、指示書の有効期限が過ぎている場合は算定不可となるため、指示書の有効期限が切れた場合には、医師に再度看護の必要性を確認すること。
2. 個別支援計画に医療連携体制加算による看護・医療的ケアの必要性及び実施する行為について、指示書に基づき記載すること。
3. 医療機関等と文書による契約を締結すること。

大阪府障がい福祉室生活基盤推進課
指定・指導グループ 岩田
電話 06-6941-0351（代表）内線 2462
06-6944-6696（直通）
F A X 06-6944-6674